

令和8年度

豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金のご案内



豊田市では公共下水道等の整備予定のない区域の生活排水対策として、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合や、破損した合併処理浄化槽を更新する場合にご活用いただける補助制度があります。

この補助制度を活用して、豊かな水資源を未来へ繋げていきましょう。

1 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違いについて

川や海へ流れ出る汚れの量(1人1日あたりの量・BOD 負荷量)

● 合併処理浄化槽の場合



● 単独処理浄化槽の場合



単独処理浄化槽がトイレの汚水のみを処理するのに比べ、合併処理浄化槽はトイレの汚水だけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理できるため水環境への負荷も単独処理浄化槽に比べて1/8まで大きく減らすことができます。

平成13年4月1日に浄化槽法が改正されたことにより、単独処理浄化槽の新規設置が原則禁止となり、単独処理浄化槽を使用している方は合併処理浄化槽への設置替えに努めなければならないものとされました。

2 補助金の対象区域

市街化区域以外（「市街化調整区域」及び「都市計画区域外」）で、次の区域を除く区域

- (1) 下水道事業計画区域
- (2) コミュニティ・プラント事業処理区域
- (3) 農業集落排水事業処理区域
- (4) 市が管理する共同し尿浄化槽の処理区域
- (5) その他市長が指定する区域

※ 下水道へ接続可能な場合は補助の対象外です。

3 補助金対象者

専用住宅、併用住宅(延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建物)に居住する個人(法人は対象外)で、豊田市税に滞納のない者

※ 申請者が法人の場合や、暴力団員又は暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行っている個人である場合は対象外となります。

4 補助対象浄化槽

BOD除去率が90%以上で放流水のBODが20mg/l以下、かつ総窒素濃度が20mg/l以下の処理能力を有する50人槽以下のもので環境配慮型浄化槽に限ります。環境省または(一社)浄化槽システム協会のホームページ等を参照してください。

5 補助対象にならないもの

- ・ 共同住宅、別荘、賃貸や販売を目的とする建物の場合
- ・ 同一敷地内のし尿（汲取り便槽を除く）及び雑排水の全てを補助対象合併処理浄化槽へ接続しない場合
- ・ 合併処理浄化槽の処理水を公共用水域へ放流しない場合
- ・ 実績報告書提出時に合併処理浄化槽の設置場所に住民登録がなく、居住していない場合

6 補助金の対象工事（費用）

- ①設置費（浄化槽本体・付属品費用、浄化槽据付工事費用、その他の浄化槽設置工事費用）
- ②撤去費（既設単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去工事費用）
- ③配管費（配管工事費用）

7 補助金額（補助限度額）

（1）転換による補助

建替・増築を伴わず、居住用建物の敷地で利用している汲取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ入れ替える場合

補助内容 ①+②+③		人 槽		
		5人槽	6～7人槽	8～50人槽
①設置費	一般地域	360,000円	462,000円	585,000円
	特定地域※ ¹	450,000円	578,000円	732,000円
②撤去費 (1基分まで)	汲取り便槽撤去	120,000円		
	単独処理浄化槽撤去	150,000円		
③配管費		330,000円		

※1 「特定地域」については次頁でご確認ください。「特定地域」以外が「一般地域」となります。

（2）更新による補助

既に設置されている合併処理浄化槽を適正に維持管理しているにも関わらず、破損等の重篤な支障により交換をする場合

補助内容		人 槽		
		5人槽	6～7人槽	8～50人槽
設 置 費		132,000円	150,000円	210,000円

- ・ 補助金額については、補助金対象工事費用（設置費、撤去費、配管費）の合計額から6万円を減じた額とします。ただし、補助内容の各補助限度額を超える場合は、補助限度額を補助金の額とします。
- ・ 補助対象となる人槽は、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302 2000）」表で算定した住宅部分の処理対象人員とします。

8 「特定地域」(巴川流域) について

(1) 町の全域が対象となる地域 ※「特定地域」の補助金額となります

石野地区…中切町

松平地区…鵜ヶ瀬町、大内町、王滝町、桂野町、加茂川町、九久平町、幸海町、坂上町、石楠町、滝脇町、巴町、豊松町、中垣内町、長沢町、鍋田町、林添町、穂積町、松平町、松平志賀町

下山地区…阿蔵町、蘭町、宇連野町、大桑町、大沼町、蕪木町、神殿町、黒坂町、小松野町、**(全域)** 下山田代町、田折町、高野町、立岩町、田平沢町、栃立町、梨野町、野原町、花沢町、羽布町、東大林町、平瀬町、和合町

足助地区…安美京町、綾渡町、岩谷町、有洞町、上八木町、漆畑町、大蔵連町、国閑町、箆林町、上小田町、上佐切町、上脇町、川面町、霧山町、国谷町、桑田和町、桑原田町、五反田町、沢ノ堂町、下国谷町、下佐切町、下平町、白倉町、菅生町、千田町、竜岡町、玉野町、田振町、近岡町、葛沢町、椿立町、栃本町、戸中町、富岡町、怒田沢町、野林町、則定町、冷田町、東大島町、東大見町、東川端町、平折町、二タ宮町、御内町、室口町、岩神町、山谷町、山ノ中立町、四ツ松町

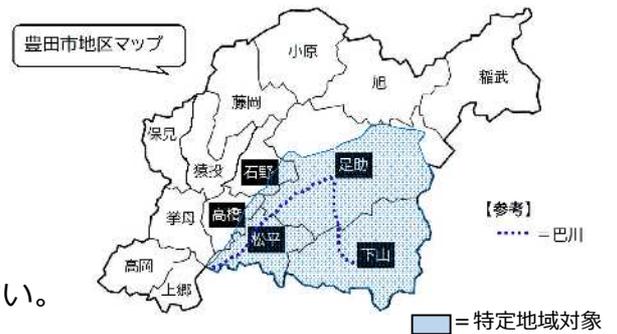
(2) 町の一部が対象となる地域

※設置場所により「特定地域」になります。詳細はお問合せください。

石野地区…野口町 **松平地区**…岩倉町、渡合町

高橋地区…古瀬間町、矢並町、山中町

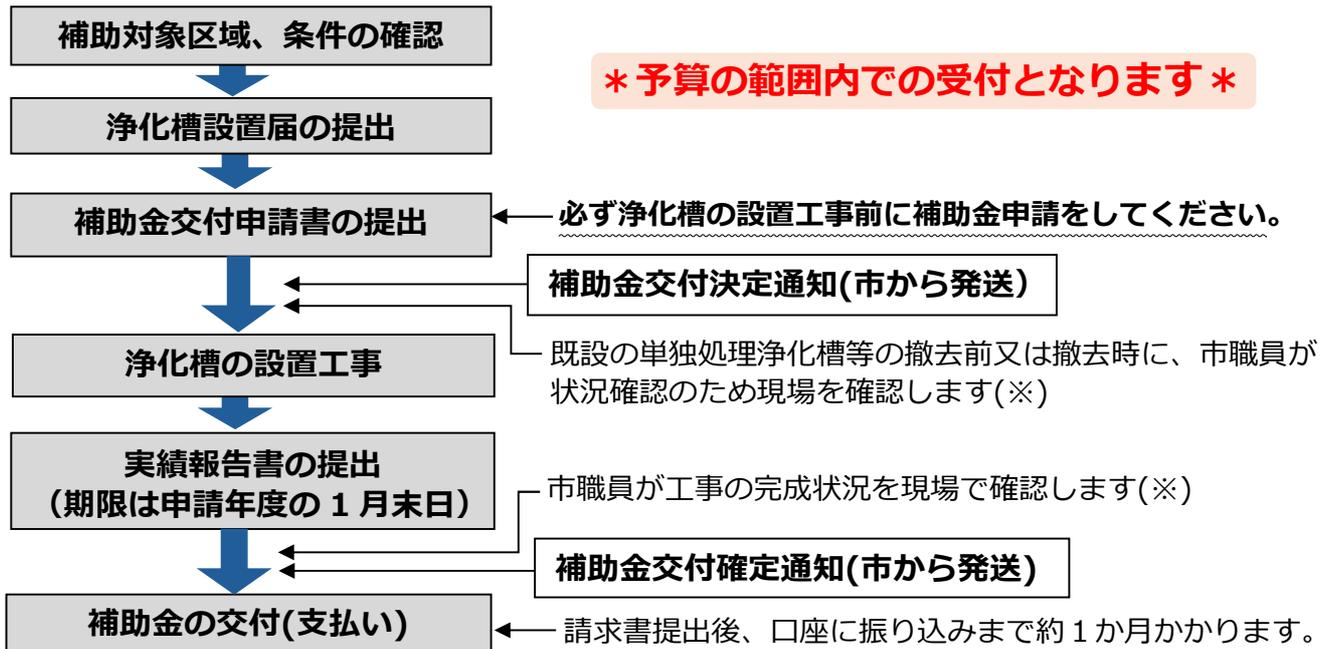
足助地区…足助町、井ノ口町、大多賀町、久木町



9 補助金申請の手続き方法

一般的な申請の流れになりますので参考にしてください。

【申請の流れ】

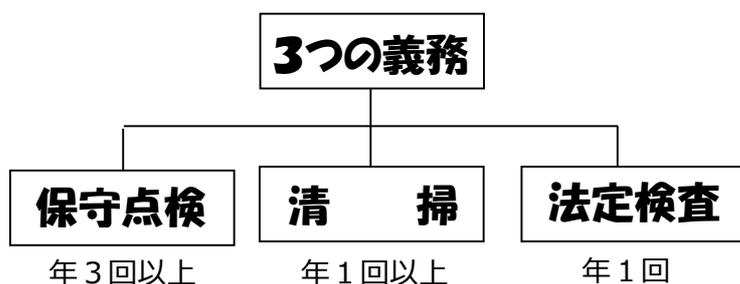


(※)市職員の現場確認については、当日の天候及び他現場確認箇所との調整等により事前連絡をしていません。立会いは不要ですが現場確認日を確認されたい場合は下水道施設課までお問い合わせください。

10 その他

- ① **補助金申請の受付は令和8年4月1日(水)から開始**します。ただし、3月末までに国の予算が成立しない場合は、国の予算成立日以後を受付日とします。
- ② 補助金交付申請は必ず工事着工前に提出し、交付決定(着工許可)後に施工してください。浄化槽工事着工後の補助金交付申請は一切認められません。また、浄化槽工事は設置のための資格を有する業者に依頼してください。
- ③ **申請した年度の1月末日までに必ず実績報告書を提出してください。**
※期限内に事業が完了(居住してトイレ等の汚水を浄化槽で処理し、浄化槽を正しく使用している状態)しない場合は補助金交付しません。
- ④ 補助金交付後に浄化槽管理者が浄化槽を適正に維持管理(保守点検・清掃・法定検査)しないときは、補助金の返還を求める場合があります。
- ⑤ 破損した合併処理浄化槽について、「更新による補助」の対象となるのは使用開始日から10年を経過した合併処理浄化槽とします。
- ⑥ 浄化槽工事費の支払いが補助事業者(申請者)の一時的な負担とならないように、浄化槽工事費に係る補助金相当額を市が直接工事請負業者に支払う代理受領の仕組みがあります。代理受領の利用につきましては工事請負業者にご相談ください。
- ⑦ その他にも補助金の交付には条件がありますので、事前にご相談ください。

浄化槽は維持管理が大切です!



浄化槽は正しい使い方や適正な維持管理がなされて、初めて本来の処理機能が発揮されます。決められた3つの義務を必ず守ってください!

愛知県合併処理浄化槽普及促進
協議会オリジナルキャラクター
「アイちゃん」



【問合せ・申請先】

豊田市上下水道局
下水道施設課 浄化槽担当

〈電 話〉 (0565)34-6964 (直通)

<FAX> (0565)32-3171 (直通)

<E-mail> gesuishisetsu@city.toyota.aichi.jp

<HP アドレス> <http://www.city.toyota.aichi.jp/>